

秋田県告示第167号

市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等（平成24年秋田県告示第184号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

秋田県知事 佐竹 敬久

第1第19号及び第20号を次のように改める。

19 条例別表第24に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	大館市、男鹿市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、上小阿仁村、八峰町、五城目町、大潟村、美郷町、羽後町、東成瀬村	平成29年4月1日

20 条例別表第25に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	羽後町	平成19年10月1日
2	横手市、北秋田市、仙北市、上小阿仁村、美郷町	平成20年4月1日
3	にかほ市、藤里町、八峰町、井川町、東成瀬村	平成21年4月1日
4	男鹿市、大潟村	平成23年4月1日
5	潟上市、大仙市	平成24年4月1日
6	湯沢市	平成26年4月1日
7	由利本荘市	平成27年4月1日
8	八郎潟町	平成29年4月1日

第1第21号を次のように改める。

21 削除

第1第22号の表に次のように加える。

10	八郎潟町	平成29年4月1日
----	------	-----------

第1第23号の表に次のように加える。

8	八郎潟町	平成29年4月1日
---	------	-----------

第1第24号の表に次のように加える。

6	八郎潟町	平成29年4月1日
---	------	-----------

第1第37の2号を次のように改める。

37の2 削除

第1第39号の表に次のように加える。

6	男鹿市	平成29年4月1日
---	-----	-----------

第1第40号の表に次のように加える。

6	男鹿市	平成29年4月1日
---	-----	-----------

第1第41号の表に次のように加える。

12	井川町	平成29年4月1日
----	-----	-----------

第1第43号の表に次のように加える。

7	井川町	平成29年4月1日
---	-----	-----------

第1第48号の表に次のように加える。

13	大館市	平成29年4月1日
----	-----	-----------

第1第49号の表に次のように加える。

12	井川町	平成29年4月1日
----	-----	-----------

第1第55号を次のように改める。

55 削除

第1第85号の表に次のように加える。

10	仙北市	平成29年4月1日
----	-----	-----------

第1第86号の表に次のように加える。

10	仙北市	平成29年4月1日
----	-----	-----------